

子ども家庭センターの設置について

国が示す「こども家庭センター」の主旨を強固なものにするため、町田市では2024年度から新たに児童福祉部門と母子保健部門を一体的に運営するためのポストを置くなど、「未然防止対策強化」に努めてまいります。

1 子ども家庭センターに関する組織体制

(1) 子ども家庭センター

「子ども家庭支援課児童相談担当」（旧子ども家庭支援センター児童相談担当）と「保健所保健予防課母子保健係」を併せて「子ども家庭センター」としました。

※子ども家庭センターは組織名称ではなく、機能名称です。

(2) 子ども家庭センター長

別組織の機能統合によりセンターと位置付けるため、両組織をマネジメントする責任者として「子ども家庭センター長」を置き、子ども生活部長が兼務します。

(3) 統括支援員、パートナーマネージャーの配置

- 「統括支援員」とは、両組織の業務について知識を有し、実務面において俯瞰して業務判断をする役目として配置され、子ども家庭支援課担当課長（保健師）が、保健予防課担当課長を兼務します。
- 「パートナーマネージャー」とは、母子保健の寄り添い支援に加え、児童相談業務も理解することで、共通認識を高め対応するために配置され、母子保健係担当係長（保健師）が、子ども家庭支援課兼務となり、新たに一体的に運営するためのパイプ役になります。

担当：子ども生活部 子ども家庭支援課、保健所 保健予防課